

6 計画の体系図 (案)



基本施策 5-2 女性に対する支援の強化 (案)

全国では、令和2年以降、女性の自殺者数が増加傾向となっています。本市では、令和2年、3年では顕著な増加はみられませんが、令和4年は自殺者数が増加傾向となっています。全国と本市では、傾向が異なりますが、全国的に女性の自殺者数が増加傾向にあるため、今後も注視していく必要があります。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、職を失うなど雇用問題の深刻化や、孤独・孤立で不安を抱える状況等が推測されます。

コロナ禍において、自殺者数の増加や、経済・生活等において不安を抱える人などが増加しました。今後も関係機関・団体とのさらなる連携による対策の強化が求められます。

【取組目標】

身体・精神的な悩みや経済・生活等に困難を抱えた女性については、既存の事業等にてセーフティネットを構築しているため、そのネットワークを活用し、関係機関・団体と連携を図ります。

【これまでの取り組み】

自殺総合対策事業として、身体・精神的な悩みや経済・生活等に困難を抱えた女性を対象に特化した事業は実施していませんが、庁内関係課等の事業や、こころの健康センターで実施している各種相談事業などによって支援を行っています。

「庁内関係課における関連事業」（関連事業の事業概要については、第5章を参照）

- ・女性相談（男女共同参画課）
- ・産後ケア事業（こども家庭課）
- ・産後うつスクリーニング（各区役所健康福祉課）

【今後の取組の方向性】

身体・精神的な悩みや経済・生活等に困難を抱えた女性に対して、女性特有の視点を踏まえながら関連事業と連携を図っていくことが重要となります。

また、コロナ禍で起きた孤独・孤立や職を失うなどの生活課題等へ対応するため、関連部署と連携を図りながら様々なネットワークを活用し支えていくことが必要となります。